

北海道米粉食品普及推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道米粉食品普及推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新たな道産米の需要拡大につながる「米粉食品」に関する会員相互の情報交換や利用促進・啓発等に必要な事業を行い、「米粉食品」の普及推進を図ることをとおして、食料自給率の向上及び北海道農業・地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 会員相互の情報交換を行うための事業。
- ② 米粉食品の普及・啓発を図るための事業。
- ③ 米粉食品の新規開発に関する調査・研究に関する情報収集。
- ④ その他、会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(役員)

第5条 本会は、役員として、会長1名、副会長2名、幹事10名程度を置くものとする。

(会長)

第6条 会長は、総会において承認を受け、本会を代表し、会務を総括する。

(幹事会)

第7条 幹事会は事業実施のための企画立案等を行うものとし、その構成は会長が決定する。

(運営)

第8条 本会の事務局は、会員の中から会長が指名する者がこれを行う。事業実施に掛かる費用については、当面、各事業毎に会員からの賛助金によるものとする。

(総会)

第9条 本会の事業を行うために必要な規約等については総会で決定することとし、必要に応じて見直しを図ることとする。